

# 【公認ストレスケア専門士】

## 能力要件

ヘルスカウンセリング学会公認ヘルスカウンセラー（初級以上）資格、及び公認ソーシャルスキルトレーナー資格保持者としてのストレスケアの専門能力や専門技能を持ち、ヘルスカウンセリング学会資格審査機構で認定され、かつ学会員として登録されているもの。

## 公認ストレスケア専門士資格の取得条件

ヘルスカウンセリング学会公認ヘルスカウンセラー（初級以上）及び公認ソーシャルスキルトレーナー資格を持ち、ストレスケアに関して社会貢献する熱意のあること

## 資格の登録

- 1) 資格申請書（学会事務局にお申込みください）
- 2) ヘルスカウンセリング学会公認ヘルスカウンセラー（初級以上）の資格証のコピー、及び公認ソーシャルスキルトレーナー資格証のコピーの提出  
上記の 1)～2) を証明するものを資格申請書と一緒に学会事務局に提出する
- 3) 申請手続き終了後、資格公認登録料 5,000 円（税込）の振り込みをすること

### 【 振込先 】

みずほ銀行口座へお振込みの場合

- ・みずほ銀行、本八幡（トヨタ）支店、普通、1366762、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

ゆうちょ銀行口座へお振込みの場合

- ・ゆうちょ銀行、記号 001003 番号 601936、特定非営利活動法人ヘルスカウンセリング学会

〈お願い〉 \* ゆうちょ銀行口座へお振込みの場合、入金確認に 5 日程かかります。お急ぎの場合は、振込を証明する資料のコピーを同封するか、又は、みずほ銀行口座にお振込みください。\* 個人名でのお振込みをお願いします。

## 資格の更新

- 1) 公認ヘルスカウンセラー（初級以上）及び公認ソーシャルスキルトレーナーの資格の両方が更新されると、それに応じて本資格は自動的に更新される
- 2) 更新された公認ストレスケア専門士の資格証が必要な場合は手続き料として 2,000 円（税込）が必要になります。

(2016 年 1 月 1 日)

ヘルスカウンセリング学会資格審査機構